

## 有害役務営業者等に関する規制

(第17条の3・第17条の5・第17条の6)

### ○「有害役務営業」(第4条第5号)

「有害役務営業」には「店舗型有害役務営業」と「無店舗型有害役務営業」があります。

#### 「店舗型有害役務営業」

(第4条第6号)

- イ 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、客に接する役務を行う者に、客の性的好奇心をそそる、水着、制服等を着用した姿態又は着衣内の下着を客が見ることができるといふ姿態をさせるもの
- ロ 個室を設け、当該個室において専ら異性の客に対し接触する役務を提供する営業
- ハ 店舗を設けて、客の性的好奇心をそそる、水着、制服等を着用した人の姿態又は着衣内の下着を客が見ることができるといふ人の姿態を客に見せる役務を提供する営業
- ニ 店舗を設けて、営業に従事する者を専ら異性の客に同伴させて客に遊興をさせる営業

※風営適正化法に基づき、許可・届出をしている営業を含みます。

#### (禁止行為)

- ① 青少年を「有害役務営業」において客に接する業務に従事するよう勧誘する行為の禁止  
(第17条の3第1号)

⇒違反すると30万円以下の罰金

※「店舗型有害役務営業者等」を含め誰でも規制対象となります。

- ② 青少年を営業所で客に接する業務に従事させることを禁止  
(第17条の5第1項第1号)

⇒違反すると、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

- ③ 青少年を営業所に客として立ち入らせることを禁止  
(第17条の5第1項第2号)

⇒違反すると、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

- ④ 青少年に対し、営業所の所在地等を記載したビラ等を頒布することを禁止  
(第17条の5第1項第3号)

⇒違反すると30万円以下の罰金

- ⑤ 従業者名簿の備付け・保存を義務付け  
(第17条の5第3項)

⇒違反すると30万円以下の罰金

- ⑥ 広告宣伝の際に青少年の立入禁止の明示を義務付け  
(第17条の5第4項)

- ⑦ 営業所への青少年の立入禁止の掲示を義務付け  
(第17条の5第5項)

#### (営業停止命令)

- ①～④の違反行為に対する営業停止命令  
(第17条の6第1項)

⇒違反すると、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- 営業停止命令の公表(第17条の6第2項)

#### 「無店舗型有害役務営業」

(第4条第7号)

- イ 人の住居又は人の宿泊の用に供する施設において専ら異性の客に対し接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの
- ロ 客の性的好奇心をそそる、水着、制服等を着用した人の姿態又は着衣内の下着を客が見ることができるといふ人の姿態を客に見せる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの
- ハ 営業に従事する者を専ら異性の客に同伴させて客に遊興をさせる営業で、当該同伴をさせる者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

※風営適正化法に基づき、許可・届出をしている営業を含みます。

#### (禁止行為)

- ① 青少年を「有害役務営業」において客に接する業務に従事するよう勧誘する行為の禁止  
(第17条の3第1号)

⇒違反すると30万円以下の罰金

※「無店舗型有害役務営業者等」を含め誰でも規制対象となります。

- ② 青少年を客に接する業務に従事させることを禁止  
(第17条の5第2項第1号)

⇒違反すると、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

- ④ 青少年に対し、当該営業につき広告若しくは宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称又は客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先が記載されたビラ等を頒布することを禁止  
(第17条の5第2項第3号)

⇒違反すると30万円以下の罰金

- ⑤ 従業者名簿の備付け・保存を義務付け  
(第17条の5第3項)

⇒違反すると30万円以下の罰金

- ③ 青少年を客とすることを禁止  
(第17条の5第2項第2号)

- ⑥ 広告宣伝の際に青少年の利用禁止の明示を義務付け  
(第17条の5第4項)

#### (営業停止命令)

- ①～④の違反行為に対する営業停止命令  
(第17条の6第1項)

⇒違反すると、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- 営業停止命令の公表(第17条の6第2項)

# 愛知県青少年保護育成条例のあらまし

この条例は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から次代を担う青少年を保護しようとするものです。

愛知県青少年保護育成条例の青少年とは、**18歳未満**の者です

## 青少年の深夜外出に関する規制

(第17条・第17条の2)

※深夜とは、午後11時から翌日の午前6時までをいいます。

- 保護者は深夜に、みだりに青少年を外出させてはいけません。

- すべての者は、正当な理由がなく、青少年を深夜に連れ出し、同伴し、又はとどめてはいけません。

⇒違反すると10万円以下の罰金

- 深夜営業施設等の事業者等は、深夜に施設内等にいる青少年に対して、通勤又は通学等の場合を除き、青少年に帰宅を促すよう努めなければなりません。

※深夜営業施設等とは、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、大規模小売店舗、飲食店、遊技場、遊園地、ボウリング場などで、深夜時間帯に営業している施設のことです。

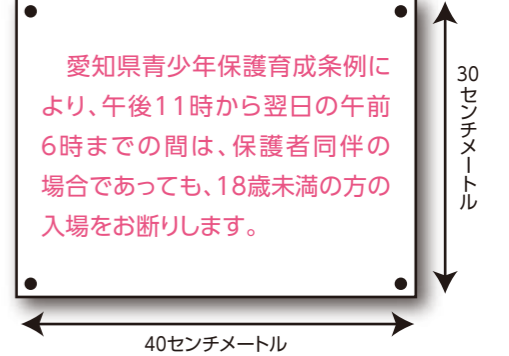
- カラオケボックス、漫画喫茶、インターネットカフェの事業者等は、深夜営業の時間内に、保護者同伴の場合であっても、青少年を施設へ入場させないようにしなければなりません。

⇒違反すると30万円以下の罰金

- 青少年の深夜における施設への入場を禁止する旨を掲示しなければなりません



規則様式第8(第7条の3関係)



## いん行、わいせつ行為の禁止

(第14条)

- すべての者は、青少年に対して、いん行又はわいせつ行為をしてはいけません。

⇒違反すると2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

## 入れ墨を施す行為等の禁止

(第14条の2)

- すべての者は、青少年に対し、正当な理由がある場合を除き、入れ墨を施したり、入れ墨を受けるよう勧誘、周旋したり、入れ墨を受けることを強要してはいけません。

⇒違反すると1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

## 場所の提供及び周旋の禁止

(第15条)

- 青少年のいん行やわいせつ行為、トルエン、シンナー等の不健全な使用、喫煙や飲酒が行われることを知って、そのための場所を提供したり、周旋してはいけません。

⇒違反すると30万円以下、20万円以下、10万円以下の罰金

## 図書類の自動販売機の届出等

(第8条・第9条・第11条)

※自動販売機とは、物品を販売するための機器で、物品の販売に従事する者と客とが直接に対面(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニターの画面を通して行うものを除く。)をする方法によらずに、当該機器に収納された物品を販売することができるものをいいます。(第4条第2号)

- 自動販売機により図書類を販売しようとする者は、あらかじめ知事に届け出なければなりません。

⇒違反すると10万円以下の罰金

- 図書類、がん具類を販売する者は、有害図書類又は有害がん具類を自動販売機に収納してはいけません。

⇒違反すると6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

この条例の問い合わせは、**愛知県県民生活部社会活動推進課**

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 電話 052-954-6175(ダイヤルイン)

HP <http://www.pref.aichi.jp/syakaikatsudo/seisyounen-index.html> E-mail [syakaikatsudo@pref.aichi.lg.jp](mailto:syakaikatsudo@pref.aichi.lg.jp)



## 有害図書類に関する規制

(第6条・第7条)

※図書類とは、書籍、雑誌、絵画、写真又は映写用のフィルム、録音盤、磁気テープ、磁気ディスクその他の映像若しくは音声記録されている物をいいます。


### ●個別指定

知事が次の基準に該当すると認められた場合、個別に名称等を愛知県公報で告示することにより有害図書類に指定します。

- ①著しく性的感情を刺激するもの
- ②著しく残虐性を有するもの
- ③自殺又は犯罪を誘発するおそれのあるもの

### ●包括指定

次の基準に該当するものは、個々に指定することなく、自動的に有害図書類となります。

書籍・雑誌	規則で定める性交等のページ数が、20ページ以上あるもの又は書籍若しくは雑誌のページの総数の10分の1以上を占めるもの
映像が記録されているテープ・ディスク	規則で定める性交の場面等の時間が、連続して3分を超えるもの又は合わせて5分を超えるもの
知事の指定を受けた業界団体が審査し、青少年に閲覧等させることが不適当と認められた図書類	次のマークがついたビデオやDVD、パソコンソフトは、有害図書類となります。【平成28年5月現在】 

### ●販売等の禁止

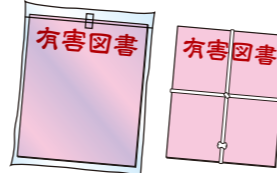
図書類取扱業者は、有害図書類を青少年に販売、頒布、贈与、貸与、閲覧等させてはいけません。

⇒違反すると6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

### ●包装

図書類取扱業者は、有害図書類を陳列するときは、青少年が閲覧できないように次のいずれの方法により包装しなければなりません。

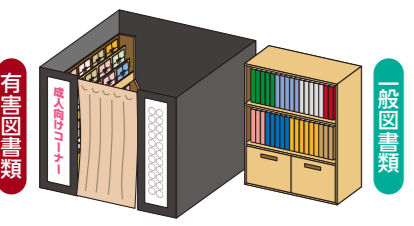
- ①ビニール袋等により有害図書類全体を包装
- ②有害図書類を伸縮しない材質のひもで十字掛け又はたすき掛けにして縛る
- ③その他知事が認める方法【雑誌類小口(開閉部)の2か所をビニールテープにより止める】



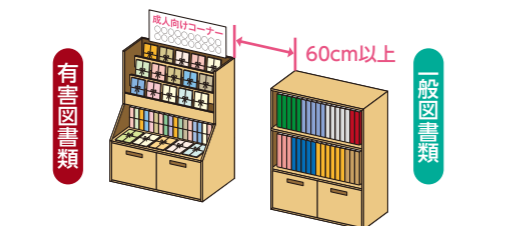
### ●区分陳列

図書類取扱業者は、有害図書類を陳列するときは、有害図書類の陳列場所を屋内の容易に監視できる一定の場所に設け、次のいずれかの方法により、陳列しなければなりません。


**1** 間仕切り等により仕切られ、かつ、他から容易に見通すことができない場所を設け、まとめて陳列する。




**2** 有害図書類以外の図書類を陳列する棚の外周から60cm以上離れた場所に設けられた棚に、まとめて陳列する。




**3** 有害図書類以外の図書類を陳列する棚の背面に設置する棚に、まとめて陳列する。



**4** 各棚板の前面と直交する鉛直線上に、当該棚板の前面から10cm以上張り出して設けた透視できない材質、構造の仕切り板と仕切り板との間に陳列する。



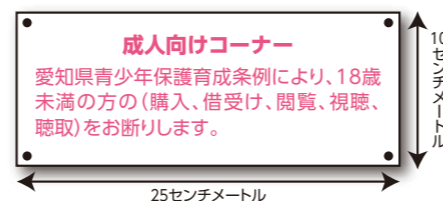
**5** 床面から150cm以上の高さの位置に、背表紙のみが見えるようにしてまとめて陳列する。



### ●表示

有害図書類陳列場所には、次の表示をしなければなりません。

⇒有害図書類の包装・区分陳列・掲示義務の違反者が、改善命令に従わないと30万円以下の罰金



## 有害がん具類に関する規制

(第10条・第10条の2)

### ●個別指定

知事が次の基準に該当すると認められた場合、個別に構造、機能等を愛知県公報で告示することにより有害がん具類に指定します。

- ①がん具類(がん具、器具、その他の物品)の構造や機能が人体に危害を及ぼすおそれのあるもの
- ②がん具の形状、構造又は機能が著しく性的感情を刺激するもの

### ●包括指定

次の基準に該当するものは、個々に指定することなく、自動的に有害がん具類となります。

専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するがん具類	①性器の形状をなし、又はこれに著しく類似するもの ②性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有するもの ③全裸又は半裸の人形(気体又は液体で膨張させ、人形となるものを含む)
使用済みの下着である旨の表示をし、又はこれと誤認させる表示をし、包装箱等に収納されている下着	

### ●販売等の禁止

がん具類取扱業者は、有害がん具類を青少年に販売、頒布、贈与、貸与してはいけません。

⇒違反すると6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

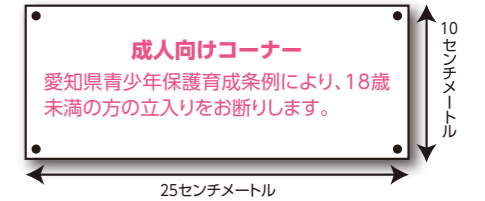
### ●区分陳列

がん具類取扱業者は、性的な有害がん具類を陳列するときは、有害がん具類の陳列場所を屋内の容易に監視することができる一定の場所に設け、有害がん具類が青少年の目に触れないように、間仕切り等により仕切られ、他から容易に見通すことができない場所を設け、その場所にまとめて陳列する方法などにより陳列し、その陳列場所へ青少年を立ち入らせないようにしなければなりません。

### ●表示

性的な有害がん具類陳列場所には、次の表示をしなければなりません。

⇒性的な有害がん具類の区分陳列・掲示義務の違反者が、改善命令に従わないと30万円以下の罰金



## インターネットの利用による青少年有害情報の閲覧等の防止

(第18条の2・第18条の3)

●保護者及び学校、職場その他青少年の健全な育成に携わる団体の関係者や店舗等でインターネットを利用させる者は、フィルタリングソフトを活用するなどして、青少年がインターネットを利用する際に、青少年有害情報の閲覧等をさせないように努めなければなりません。

●インターネットのプロバイダ等の事業者は、フィルタリングに関する情報提供を行うよう努めなければなりません。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律について(青少年インターネット環境整備法)【平成21年4月1日施行】

- この法律では、以下の3点を基本に、インターネット関係事業者が義務などを課すとともに、保護者やインターネットの利用者みなで、青少年を有害情報から守る取組を求めています。
- ①青少年にインターネットを適切に活用させる能力を習得させる
- ②フィルタリングの普及促進などにより青少年の有害情報の閲覧機会を最小化する
- ③民間の関係者の自主的・主体的な取組を国及び地方公共団体が支援する



●愛知県では、青少年が携帯電話端末又はPHS端末(以下「携帯電話端末等」という。)からインターネットを利用して、青少年の健全な成長を著しく阻害する有害情報を閲覧等する危険性が高まっており、また、犯罪被害に巻き込まれる事例も生じているため、青少年が使用する携帯電話端末等へのフィルタリングの普及が図られるよう携帯電話インターネット接続役員提供事業者等に対し、次の義務を課しています。

### (1)事業者等(携帯電話事業者、契約代理店)の義務

- ア 携帯電話端末等の使用者の確認(青少年使用の有無)
- イ 青少年が使用するときは、保護者等に対して、次の事項を説明するとともに、当該事項を記載した書面を交付
  - ① 事業者が提供することができる「フィルタリングサービス」及び「フィルタリングソフトウェア」の内容
  - ② 有害情報を閲覧する機会が生ずること【規則委任】
  - ③ インターネットの不適切利用により自己又は他人に対し有害な行為をするおそれのあること、など【規則委任】
- ウ 保護者から提出された書面(2)の書面)の保存



### (2)保護者の義務

保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨の申出を事業者にするときは、その理由を記載した書面を提出

### (3)立入調査、勧告・公表

事業者等へ立入調査を行い、(1)の義務を遵守していない場合は勧告・公表を行う。